# システム開発契約書

本契約書(以下「本契約」という。)は、以下に定める当事者間でのシステム開発に関する契約について規定する。

### 第1条(契約当事者)

甲(発注者): 佐藤 竜太 乙(受注者): 山本 拓

### 第2条 (契約の目的)

甲は乙に対し、以下のシステム(以下「本システム」という。)の開発を委託し、乙はこれを受託する。

1. システムの名称:アプリ開発

2. システムの概要:マッチングアプリ

# 第3条 (契約形態)

本契約は、次のいずれかの契約形態によるものとする。

- 1. 請負契約(成果物の完成を目的とする)
- 2. 準委任契約(作業遂行を目的とする)

# 第4条(業務範囲および納品物)

乙は以下の業務を実施し、指定の納品物を甲に提出する。

- 1. 要件定義
- 2. 設計
- 3. プログラム開発
- 4. テスト
- 5. 納品および運用支援

### 第5条(納期および開発スケジュール)

1. 業務開始日:【2025年02月01日】

2. 納品日: 【2025年03月10日】

3. 主要なマイルストーン: 【スケジュールの詳細】

マイルストーン1回:アプリのデザイン完成-2/10

マイルストーン2回:コーディング完成 -3/10

# 第6条(報酬および支払条件)

契約金額:【金額】350.000円(税込み)

## 第7条(検収および受領)

- 1. 乙が納品した本システムについて、甲は検収を行い、検収完了後に正式受領とする。
- 2. 検収期間は納品後1週間以内とする。
- 3. 検収期間内に甲が不備を指摘しない場合、納品物は受領されたものとみなす。

## 第8条 (知的財産権)

- 1. 本システムの著作権は【甲/乙】に帰属する。
- 2. 乙が第三者の知的財産を使用する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。

#### 第9条(秘密保持)

- 1. 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2. 本条の義務は契約終了後も永久で存続する。

# 第10条 (契約解除)

- 1. 甲または乙は、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除できる。
  - o 相手方が本契約に違反し、是正要求後1週間以内に改善されない場合。
  - o 相手方が破産、民事再生手続きを開始した場合。
- 2. 解除の場合、発生した費用について協議の上清算する。

#### 第11条 (損害賠償)

- 1. 乙の故意または過失により甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償するものとする。
- 2. ただし、賠償額は契約金額を上限とする。

# 第12条(不可抗力)

天災、戦争、法令の改正など不可抗力により契約履行が困難な場合、甲および乙は誠実に協議し、適切な対応を行う。

### 第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合、甲および乙は誠実に協議し、解決を図るものとする。

### 第14条(合意管轄)

本契約に関する紛争は、【佐賀地方裁判所】を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲および乙が署名・押印の上、各自1通を保有する。

### 【2025年02月01日】

甲(発注者)長崎県 大村市木場 1 丁目 - 10 99 展営住宅久原団地 J棟 202号 佐藤 竜太

#### 乙(受注者)

大阪府八尾市八尾木 2-83-1-201

